

経理規則 別表

本会の活動に係る報酬、交通費・費用弁償、事務局設置費、講師謝金等

1. 役員報酬

(1) 本会の活動に係る役員に、年給又は月給に相当する報酬は支払わない。

2. 会員及び役員への交通費、費用弁償

(1) 交通費は、次の事由に対して支給する。

- ① 理事会及び監査に出席したとき、また総会の準備運営に携わったとき。
- ② 会計に係る会議及び事務局会議に出席したとき。
- ③ 研修、広報等の企画運営に係る会議に出席したとき。
- ④ 専門部会又は専門委員会としての情報収集及び運営に係る準備に携わったとき。
- ⑤ 会の運営に有益であると会長が認めたとき。

(2) 交通費は、費用弁償とは別に次の経費を支給する。

- ① ガソリン代 1kmあたり 17円
- ② 高速料金 提出領収書の金額(実費)
- ③ 公共交通機関利用料金(実費)

(3) 費用弁償(会議・旅費雑費)は、次の会議に開催当日に出席した役員、事務局員に支給する。

- ① 総会への出席 2,000円
- ② 理事会への出席 2,000円
- ③ 担当専門部会への出席 2,000円
- ④ 事務局会議への出席 2,000円
- ⑤ 会務で必要と認められた宿泊費(出張や時間外会議出席等で理事会が認めたもの)

(4) 費用弁償(会議・旅費雑費)は、次の会議に開催当日に出席した専門部会リーダーについても支給する。

- ① 担当する専門部会への出席 2,000円
- ② 専門部会活動報告への出席 2,000円

(5) 交通費、費用弁償は書面により請求し、半期に一度事務局が定めた日に精算する。

3. 事務局設置費

事務局を設置する法人に対して、月額 15,000 円の事務局設置費を支払う。

4. 講師謝金

(1) 本会が主催する研修等の講師を依頼する場合の謝金は、次のとおりとし、講義内容、専門性、講義時間等を踏まえて理事会で判断する。

- ① 精神保健福祉士、社会福祉士等 20,000円以上
- ② 医師、歯科医師、弁護士等 30,000円以上
- ③ 専門部会での講師は職種に関わらず 10,000円以上

(2) シンポジストとして招聘した場合は、内容に応じて減額する。

(3) 講師等の交通費及び宿泊費は、実費又は実費相当分を支給する。

(4) 会員事業所の職員が講師を行う場合も上記に準じて支給する。又シンポジストとして出席した場合も同様とする。但し研修のアシスタント、グループワークのリーダーとして参加した場合の謝金は支払わない。

5. その他

- (1) 専門部会及び専門委員会活動のための経費は、事業計画に基づき予算を計上する。
- (2) 全体研修会における賛助会員及び会員以外の参加費は、その都度理事会で決定する。

附則

令和5年11月30日より施行する。